

令和7年4月1日

ふじみまち産業振興センター 試作品製作費補助事業 要綱

(目的)

第1条 この要綱は町内事業者が、新製品等を開発するうえで試作品を製作する場合に、その経費の一部をふじみまち産業振興センター（以下センターという）が、補助金を交付して支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援要件)

第2条 補助金は、次の各号のすべての要件を満たす事業者に予算の範囲内で交付する。

- ①町内で1年以上事業を行っている事業者であること
 - ②試作品は新規に製作するもので、新規技術開発・新規性のあるものであること
 - ③試作品製作に係る費用が5万円以上であること
- 試作品の費用は、材料費、試験費、委託料、運搬費の他センターが認めるもの
- ⑤申請した年度内に完成させる試作品であること
 - ⑥申請前に、試作品の概要書等により事前協議をすること

(交付申請等)

第3条 補助金を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、申請書に必要書類を添付し、センター長に申請をしなければならない。

(申請時提出書類)

第4条 申請者が補助金の交付を受けるための提出書類は、補助金交付申請書、及び試作品の目的・効果などの計画書、試作品の材料費等の必要経費を記載した収支内訳書とする。

(交付決定)

第5条 センターは、提出された申請書類等を審査し、補助対象事業とすることの可否を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定は、申請の順により予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、試作品製作費用の1/2以内の金額とし、補助金交付額の上限は20万円、交付にあたっては千円未満切り捨てとする。

(事業の完了実績報告書 兼 請求書)

第7条 試作品が完成した申請者は、速やかに完了実績報告書に、完成試作品の説明書、写真、経費内訳書をつけ、センターに提出するものとする。あわせて請求書も提出するものとする。

(補助金交付)

第8条 センターは、申請者より提出された完了実績報告書などを確認し、事業遂行が確認できた場合は、補助金を申請者に交付するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 センター長は、補助金の交付決定を受けた者が、試作品の製作を実施なかった場合、及び偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者と認めた場合は、補助金交付決定を取消し、既に支給した補助金については返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から適用する。